

令和 7 年度奨学生募集要項

公益財団法人 小 林 育 英 会

1. 奨学金の趣旨

本育英会は、大学または同等水準の学研機関に就学する学生の中から特に旺盛な向上意欲を有すると認められる者を選定して奨学援助を行い、よって社会有用の人材育成と学術振興に寄与することを目的としている。

2. 奨学金の性格

- (1) この奨学金は給与（給費）とする。したがって返済の義務を負わない。
- (2) 奨学生が学業を終了した後の進路は、本人の自由とする。

3. 奨学金の出願資格（申請条件）

本育英会の奨学生となるには、次の各項に示す総ての条件を満たす者でなければならない。

- (1) 大学学部生・専門学校生であること。学部学科専攻分野は制約しない。
- (2) 学業成績、人物ともに優秀な者であること。（品行方正）
- (3) 心身ともに健全な者であること。
- (4) 将来社会的に有為な活動を目指す者であること。
- (5) 在学している大学・学校の長（以下学長という）の推薦を受けている者であること。
- (6) 奨学金受取口座として、本人名義の銀行口座を持っていること。
- (7) 他の奨学金との併用は可能。

4. 奨学金の額と交付の方法

- (1) 給与月額 25,000円
- (2) 給与期間 奨学生採用時より当該学部の最短修業年限とする。第1年次より4年間。
（短期大学は2年、医歯学系にあっては3年ないし6年間）
- (3) 奨学金交付の方法（給与の方法）
奨学金は隔月一定日に直接本人の銀行口座へ送金するものとする。

5. 奨学生の採用

本育英会が指定した大学・専門学校に在学する学生にして奨学を希望する者は学長の推薦を得て、(2)に定める申請書類を、学長を経て理事長に提出するものとする。

本育英会は前記の申請者（以下奨学生候補者という）について選考のうえ理事長がこれを決定し、学長及び本人に通知するものとする。

(1) 大学・専門学校における学生の推薦

本育英会は毎年大学・専門学校を指定し、奨学生候補者の推薦を依頼するものとする。

依頼を受けた大学・専門学校は、奨学生候補者の選考に必要な書類を取りまとめて期限までに提出するものとする。

奨学生採用決定は学長の推薦順位を尊重するものとする。

(2) 申請手続

I 提出書類

- ① 奨学生願書
- ② 奨学生推薦書
- ③ 履歴書・身上書
- ④ 学生証のコピー
- ⑤ 学業成績書
（高校調査書もしくは入学試験時のもの）
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 奨学金受取口座通帳コピー
※ 口座名義（カタカナ記載のページ）・銀行名・支店名・口座種目・口座番号が鮮明にわかるもの。

II 提出期限 令和7年7月31日（木）

III 提出先 〒160-0022

東京都新宿区新宿3丁目22番12号
公益財団法人 小林育英会 事務局
TEL: (03) 3354-4860

6. 奨学金交付の休止又は終了

- 留学した場合。
- 休学若しくは長期欠席した場合。
- 留年若しくは退学した場合。
- 停学等の処分を受けた場合。

※ 毎年進級毎、4月末日までに在学証明書を郵送下さい。

上記以外でも、成業の見込みがなくなると認められた場合はその状況に応じ、奨学金交付の休止又は終了させることがある。

7. 奨学生の義務

奨学生として採用された場合には、次の事項を守ることを誓約するものとする。

- (1) この育英会の定める奨学給与規程その他の規則を守り、指示に従い必要な諸手続を怠りなく行うこと。
- (2) 学業に励み、健康に留意し、学生にふさわしい態度と行動をとること。
- (3) 奨学のために行うこの育英会及び学内の各種行事等には積極的に参加し、学生同士の意識の高揚、親睦に努めること。